

伊勢市土地開発事業指導要綱

施行細則の改正について

※平成29年4月1日より改正します。

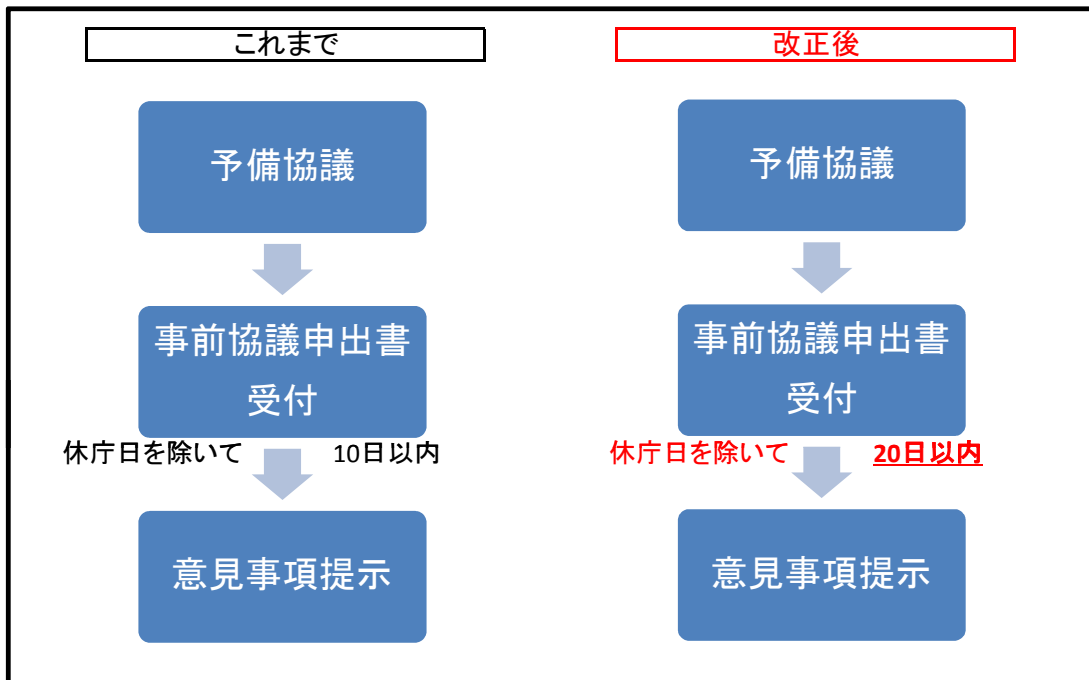
主な改正が5点あり、内容は次のとおりです。

① 事前協議の審査について、開発規模に応じて審査日数を変更します。

(細則第5条第2項)

・1ha未満の開発行為については変更ありません。

・1ha以上の開発行為について



事前協議申出書の提出後、意見事項を提示するまでに

1ha未満: 休庁日を除いて10日 (これまで通り)

1ha以上: 休庁日を除いて**20日 (変更)**

の審査期間を設けることとします。

② 工事完成時に提出する書類が変わります。

(細則第9条第1項)

これまで

- ・工事完了届 3部(正1・副2)

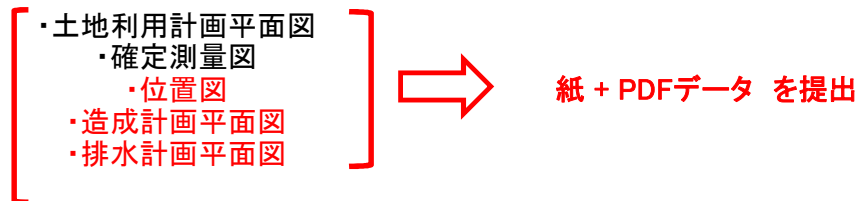
完了届とは別に以下のものを1部提出

- ・土地利用計画平面図(紙で)
- ・確定測量図(紙で)

改正後

- ・工事完了届 3部(正1・副2)

完了届とは別に以下のものを1部提出



③ トラブル等防止のため、開発地周辺状況の確認について強化します。

(細則第5条第5項および別表3)

- ・公図の写しに記入する事項

現在: 開発区域内およびその隣接地の土地所有者および地目

改正後: 開発区域内およびその隣接地の土地所有者および地目

- 開発区域境界を示す赤線
- 区域外工事のハッチング
- 開発区域に接する土地の居住者または耕作者

※要綱に規定する「センターライン又は中央分離帯のない道路」の中に、赤道や青道を含むものとします。このことから、開発区域に対して赤道や青道を挟んだ宅地や耕作者についても、協議経過報告書の提出を求めます。

④ 公共施設を管理引継する際の書類について、添付書類が変わります。

(細則第10条第2項および様式9)

様式第9号 (第10条関係)

年 月 日

公共施設等の管理引継申出書

(宛先) 伊勢市長

申出者 住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者氏名 印

申出書作成担当者 住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者氏名 印
電話
(ファクシミリ)

旧伊勢市土地開発事業指導要綱の規定により締結した協定書に基づき、維持管理の引き継ぎを申し出ます。

開発行為の位置	伊勢市	番地
検査済証の交付日	年 月 日	
及び番号	第	号
公共施設等の種別	道路・通路・公園・広場・排水路・その他()	

備考

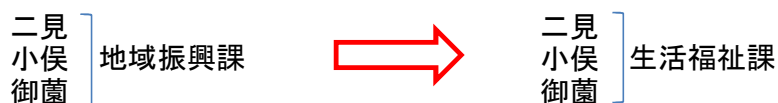
1. 正副各1部を提出してください。
2. 位置図、委任状(必要に応じて)、公園の写し、対象となる敷地の全部事項証明書および地籍測量図、地番一覧表、土地利用計画平面図、現況写真、及びその他市長が必要と認めるものを添付してください。
3. 公園の写しは、法務局が交付したもの又は電気通信回線による登記情報の提供に関する法律(平成11年法律第226号)に基づく指定法人が提供したものを添付してください。
4. 公共施設等の種別は、該当する施設名に丸印をしてください。
5. 公園の写しは、管理を引き継ぐ土地を赤線で囲んでください。
6. 現況写真は、各施設を2方向以上から撮影してください。

添付書類に、対象となる敷地の
・全部事項証明書
・地籍測量図
を追加します

※ 受付印

⑤ その他変更について

・組織の変更に伴う書類の変更



※その他改正内容については、改正後の伊勢市土地開発事業指導要綱施行細則をご確認ください。